

原議保存期間 10年
(平成28年12月31日まで)

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁規発第39号
平成18年5月31日
警察庁交通局交通規制課長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う運用上の留意事項について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成18年内閣府・国土交通省令第1号）の趣旨及び内容については「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成18年2月20日付け警察庁丙運発第7号、丙交企発第9号、丙規発第6号）をもって通達されたところであるが、運用上の留意事項等については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

今回の道路交通法改正では、貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能・知識の不足による貨物自動車の事故を抑止するため、自動車の種類を細分化（大型自動車及び普通自動車を大型自動車、中型自動車及び普通自動車に区分）し、それぞれの自動車の特性に応じた必要な技能・知識を有する者に免許を与えることとされたが、他方で、現行の自動車の種類に係る通行禁止、車両通行区分等に関する規制は、当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害や危険性等を防止することを目的として行われているものである。

したがって、今回の道路交通法改正による自動車の区分の見直しと自動車の種類に係る通行禁止、車両通行区分等に関する規制はその趣旨を異にするものであり、今回の改正で自動車の種類の区分が変更されたことを理由としてこれまでの規制と実質的に異なる規制を実施する必要性は認められない。

加えて、現行の標識の表示で通行が規制される車両が何かという認識が国民に定着していることを踏まえると、可能な限り現行の標識を維持しつつ、現行と同様の交通規制を行うことができるような措置を講ずることが適当であるところ、現在の通行禁止等に係る規制について、改正後の自動車の種類の区分に用いられている文言に則して、現行の規制内容と同一の内容を意味するよう標識の定義付け等を行うこととしたものである。

2 既存の公安委員会の意思決定に係る所要の措置

上記1のとおり、今回の改正は、可能な限り現行の標識を維持しつつ、現行と同

様の交通規制を行うことができるようにしたものであるが、現行の交通規制について実質的に対象車両の範囲を変更しない限り、意思決定の変更を行う必要はない。

しかしながら、既存の意思決定の内容に齟齬や混乱を生じないように、施行日までに、意思決定の内容を記録する文書の整理や、当該趣旨等について公安委員会への報告等、所要の措置を講じること。

3 標識の取替え等に関する留意事項

今回の改正に関連する規制標識等については、次のとおりであるので、取替え等の措置を要する標識等については、別添の表を参照しつつ、施行日に合わせて取替え等を実施すること。

なお、補助標識等の表示を変更するに当たっては、当該規制の対象となる車両を表現する方法として「を除く」と表示することも検討するなど、一般に分かりやすく簡潔な表示になるよう留意すること。

(1) 取替え等の措置を要する標識等

次に掲げる補助標識等については、従前と同趣旨の規制を実施する場合においても取替え等の措置を要するので留意すること。

ア 「大型等」（略称）

現行の補助標識等で表示している略称「大型・大特」と同じ意味内容である。

改正後の「大型自動車」の対象範囲が変更（縮小）され、現行の「大型・大特」と同様の対象範囲とする場合には、表示を「大型・大特・特定中型」に変更する必要があるが、補助標識等の簡略化・小型化を図るため、「大型等」の略称を新たに加えたものである。

イ 「大型」「普通」「大貨」「普貨」「普乗」（略称）

それぞれの略称が意味する車両の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の対象車両と同様の内容とするため、施行日に合わせて、次のように補助標識等の表示を変更する必要がある。

現行「大型」	新「大型・特定中型」
現行「普通」	新「特定中型以外の中型・普通」
現行「大貨」	新「大貨・特定中貨」
現行「普貨」	新「特定中貨以外の中貨・普貨」
現行「普乗」	新「特定中乗以外の中乗・普乗」

(2) 特段の措置を要しない標識等

次に掲げる標識等については、従前と同趣旨の規制を実施する場合には取替え等の特段の措置を要しないが、意味内容等について念のため説明すれば次のとおりであるので、参考にされたい。

ア 「大型貨物自動車等通行止め」（305）

現行の「大型貨物自動車等通行止め」と同じ意味内容である。なお、改正後

の「大型貨物自動車」の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の規制内容と同様の意味内容とするため、同規制に係る対象車両に「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えた意味内容となっている。

イ 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」（３０５の２）

現行の「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」と同じ意味内容である。なお、改正後の「大型貨物自動車」の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の規制内容と同様の意味内容とするため、同規制に係る対象車両に「特定の最大積載量以上の中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）」及び「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えた意味内容となっている。

ウ 「大型乗用自動車等通行止め」（３０６）

現行の「大型乗用自動車通行止め」と同じ意味内容である。なお、改正後の「大型乗用自動車」の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の規制内容と同様の意味内容とするため、同標識の名称を「大型乗用自動車等通行止め」に改めるとともに、同規制に係る対象車両に「特定中型乗用自動車」を加えた意味内容となっている。

エ 「車両の種類」（５０３ - C）

現行の「車両の種類」と同じ意味内容である。なお、改正後の「大型貨物自動車」の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の規制内容と同様の意味内容とするため、同規制に係る対象車両に「中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）」であってその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの」及び「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えた意味内容となっている。

オ 「バス」「マイクロ」「貨物」「大貨等」（略称）

現行の略称の「バス」「マイクロ」「貨物」「大貨等」と同じ意味内容である。なお、改正後の「大型乗用自動車」及び「大型貨物自動車」の対象範囲が変更（縮小）されることから、現行の略称と同様の意味内容とするため、「バス」「マイクロ」の略称に係る対象車両に「特定中型乗用自動車」を、「貨物」の略称に係る対象車両に「中型乗用自動車以外の中型自動車」を、「大貨等」の略称に係る対象車両に「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えた意味内容となっている。